

令和 7 年 9 月 1 0 日
文 部 科 学 省
科学技術・学術政策局人材政策課

技術士制度における受験手数料及び登録手数料の見直しに関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「技術士制度における受験手数料と登録手数料の見直し」について、令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 8 月 23 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 33 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
長らく変更のなかった手数料の増嵩については、時宜に適った対応かと思う。 一方、本資格の活用領域拡大への変化が全くないことに不満を感じる。早急な制度改正を強く要望する。直ちにいつまでにどうするといったロードマップや具体的な活用促進案を提示してほしい。	賛成のご意見として承りました。 資格活用の促進については、引き続き検討を進めてまいります。
試験のオンライン化や第二次試験における口頭試験の東京以外の地方会場の追加などを速やかに行ってほしい。 デジタル化による手続き簡素化を進めることを強く要望する。	手続きのオンライン化や試験地の追加については、受験者の利便性向上に向けて検討を進めてまいります。
受験手数料、登録手数料について値上げ幅が大きすぎる。 料金改定にあたり根拠資料を見せていただきたい。受験料値上げの前に、まず試験運営における無駄を徹底的に見直し、コスト削減を図るべきである。値上げが必要であるならば、その値上げの根拠となる詳細なコスト内訳を明確に開示すべきである。受験料の大幅値上げは、受験者のモチベーション低下に直結する。特に若年の受験者にとって大変な痛手であり、受験者数の顕著な減少が懸念される。	受験手数料及び登録手数料は、それぞれ技術士法（昭和58年法律第25号）第10条第1項及び第39条第2項により「実費を勘案して政令で定める額」と規定しています。 これらの額は、過去数か年の試験及び登録に関する事務手続きの実績を踏まえて算出しています。具体的には、過去の改定時に倣って試験・登録に関する経費を見積もり、直近数か年の平均受験者数や平均登録等件数で割って算出しており、人件費、会場借料、役務経費等の上昇が影響しているため、技術士制度の継続に必要であると考えています。 一方、若年層の受験促進は重要と認識しており、引き続き検討してまいります。

婚姻後に氏名変更するのは女性が圧倒的に多く、訂正手数料が発生することは男女平等の観点から望ましくないと考える。婚姻による氏名変更については、訂正手数料の減免を要望する。	ご意見を踏まえ、引き続き検討してまいります。
「受験者及び登録者のニーズを踏まえた利便性の抜本的向上等を推進」とはどのようなものを想定しているのか。漠然としているため、今回の料金改定の根拠としては納得できない。現状でも安くない受験料であり、できる限り値上げは抑えていただきたい。 利便性の向上を推進するのであれば、PC等による電子的な筆記形式に変更してはいかか。このような具体的な方針があったり、具体的な根拠が示されているのであれば料金改定も納得できる。 CBT導入により運営コストは上がるのか下がるのか、CBT導入の目的を教えてください。紙試験よりCBTの方が運営コストが高いが、それよりも受験者への利益が大きいため導入するということであれば、その旨を教えてください。またそうであれば、これから受験を予定している人は紙試験よりもCBTを望んでいるのだという根拠を示してほしい。 値上げ分は、技術士制度全体の発展にどのように活用されるか、具体的な計画と合わせて示すべきである。受験料の値上げを正当化するためには、公共事業における技術士の活用拡大、企業の技術士評価の促進、公務員への資格手当推奨、技術士の社会的認知度向上を盛り込んだ明確なビジョンとセットでなければならない。	利便性の向上については、技術士第一次試験及び技術士第二次試験（選択肢）に関するCBT導入を含め、技術士試験・登録手続きのオンライン化、試験地増加を検討してまいります。 CBT導入は受験者だけでなく実施者側の利便性向上にもつながると考えています。 また、資格活用の促進等については、引き続き検討を進めてまいります。
技術士を資格要件とする政府発注の業務について、今回の受験料・手数料の上昇率を上回る、単価の増額を行うということでしょうか。 今回の値上げで影響を受けるのは、これから技術士になろうとしている方々のはずで、そのような方々に意見を聴く機会は設けたのか。	技術士を資格要件とする政府発注の業務については、各省庁で単価を含む詳細を決定するものと承知しています。

令和 7 年度試験に合格して登録しようとする場合は、増額された登録手数料による、ということになるのか。受験年度による不利益があるので、段階的に増額していただきたい。 総合技術監理部門は、その他の技術部門より高いレベルにあり、法令でもその位置付けが分かるよう明確化していただき、受験手数料などでやや高い設定をするなど差を付けるべきと考える。	本政令案の施行に伴い、令和 8 年 1 月 1 日から改定後の登録手数料を適用する予定です。 総合技術監理部門の位置付けの明確化については、技術士分科会における継続検討事項の 1 つとしており、引き続き検討してまいります。
---	---